

消費税引き上げに伴う 各種手数料改定のご案内

- 1 消費税法の一部改正に伴い、消費税率が平成26年4月1日から現行の**5%**から**8%**に引き上げられることとなりました。
それに伴い、当金庫の商品・サービスの消費税込手数料を改定させていただきます。
※今回の手数料改正は、増税分を手数料に反映させていただくものであり、税抜き手数料は変更しておりません。
- 2 印紙税法の一部改正に伴い、「金銭又は有価証券の受取書」に係る印紙税の非課税範囲が、平成26年4月1日より現行の**3万円**未満から**5万円**未満に拡大されることとなりました。
それに伴い、**3万円**を境に区分している**振込手数料**の料金体系を、**5万円**区分に改定させていただきます。

消費税法および印紙税法の一部改正に伴い変更となる手数料の例

- 振込手数料
- 各種融資関連手数料
- 各種証明書発行手数料
- 各種再発行手数料
- ATM利用手数料
- でんさい関係手数料
- インターネットバンキング利用手数料 等

振込手数料の料金体系区分を3万円から5万円に変更した場合の手数料例

(例) 当金庫会員のお客さまで、他金融機関へ現金で4万円をお振込の場合(消費税8%)

料金体系区分が3万円(変更前)の振込手数料 648円

料金体系区分が5万円(変更後)の振込手数料 432円

※振込金額が3万円以上から5万円未満の場合、上記例の通り振込手数料が変更前より

216円安くなります。

新税率の適用基準日

振込手数料	※平成26年4月1日以降を振込指定日とする振込みより改定後手数料が適用されます。 ※振込予約についても、振込指定日が4月1日以降の場合は改定後手数料が適用されます。
ローン関連手数料	※既にお申し込みのお客さまもご融資実行日が平成26年4月1日以降の場合は改定後手数料が適用されます。 ※適用基準日は契約手続日ではなくご融資実行日となります。
各種証明書等・ 各種再発行手数料	※平成26年4月1日以降の発行(再発行)分より、改定後手数料が適用されます。 ※証明書発行(再発行含む)が平成26年4月1日以降の場合、平成26年3月中にお申込んだ場合でも、改定後手数料が適用されます。

- 注意**
- ※現在お手元にある、消費税5%の手数料が表示された当金庫のパンフレットや説明書等につきましても、平成26年4月1日以降は改定後手数料(消費税8%適用分)に読み替えてご利用ください。
 - ※手数料の詳細につきましては、手数料一覧を店頭・ホームページでご案内しております。
 - ※手数料改定に係るご不明な点がございましたら窓口までお気軽にお問い合わせください。

本店営業部 ☎0944(86)5191 木室支店 ☎0944(88)2031 酒見支店 ☎0944(86)5900 ミヅマ支店 ☎0942(65)1001
若津支店 ☎0944(87)2031 川口支店 ☎0944(87)2001 大木支店 ☎0944(32)1112 諸富支店 ☎0952(47)4131
田口支店 ☎0944(87)5131 三又支店 ☎0944(87)1110 城島支店 ☎0942(62)3167